

令和5年7月12日

青森市政記者会 様

青森市総務部管財課長

青森地方法務局長から青森市長に対する相続登記の申請義務化等  
についての説明及び広報要請について（情報提供）

このことについて、別添資料のとおり情報提供します。

**【担当】**

青森市総務部管財課

主事 鎌田、主幹 福田

TEL:017-734-5228 FAX:017-734-5108

令和5年7月12日

報道関係機関 各位

青森地方法務局

青森市長に対する相続登記の申請義務化等に関する説明及び広報要請  
について（報道依頼）

平素から、法務行政の円滑な運営につきまして、格別の御理解と御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

この度、当局長が青森市長へ、令和6年4月1日に施行される相続登記の申請義務化を中心とした民法の改正等の制度説明及び同制度の市民に対する広報要請を、下記日程で行うこととしました。

つきましては、この制度改正について地域住民の皆様に広く周知し、より多くの方に御理解いただくため、広報について御協力いただきたく、当日の市長に対する説明等の取材及び報道をしていただくようお願い申し上げます。

なお、本取材依頼については、青森市の了解を得ていることを申し添えます。

記

- 1 日 時 令和5年7月27日（木）午前8時45分から午前9時
- 2 場 所 青森市役所本庁舎2階庁議室

**【問合せ先】**

青森地方法務局登記部門  
017-776-6231（音声案内2番）  
担当：小野寺

令和6年4月1日

スタート

相続登記の申請が義務化されます

ご存じですか？

詳しくはこちら



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」

法務省民事局  
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

お問合せ先  
青森地方法務局登記部門  
017-776-6231(音声案内2番)

所有者不明土地の増大（国土の24%）

その原因の63%が相続登記未了、33%が住所変更登記未了（R2国土交通省調査）

土地の取引が円滑にできない

復旧復興事業、防災減災事業への影響 地域経済活性化への影響 公共事業への影響

不動産登記情報の最新化を図るとともに、将来に向けて所有者不明土地の発生を防ぐことが必要！

### 相続登記の義務化

～ 令和6年4月1日から～

- ・ 施行日前に発生している相続は施行日から、それ以降に開始した相続は相続が発生したことを知った日から、それぞれ3年以内に相続登記を申請しなければなりません。
- ・ 正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、過料が科せられます。
- ・ 相続人が、登記名義人の法定相続人である旨を申し出ること、相続登記の申請義務を履行したこととする「相続人申告登記」の制度が新たに設けられます。
- ・ 一定の要件のもと、相続登記の登録免許税が減税又は免税されます。

相続の話合いが円滑に進み、相続登記がされ、不動産登記情報が最新化されることで…

- ・ 固定資産税の徴収を円滑に行うことができます。
- ・ 用地買収等で、地権者の特定が容易になります。

#### 【お願いしたいこと】

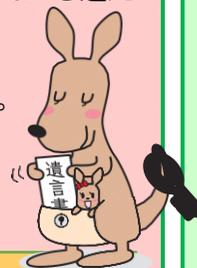
- ・ 住民の皆さんの認知度は、まだまだ低い状況\*です。より多くの住民の皆さんに制度を知っていただくためには、貴市に協力いただくことが不可欠です。効果的な周知・広報に是非御協力をお願いします。

※相続登記の義務化を「よく知らない」「全く知らない」と答えた人は約66%（R4.9法務省調べ）

### 自筆証書遺言書保管制度

～ 令和2年7月10日から～

- ・ 遺言者が作成した自筆証書遺言書を法務局で預かって保管する制度です。
- ・ 遺言書の紛失や改ざんを防ぐことができ、相続人に発見されないおそれもなくなります。
- ・ 遺言書は、紙で50年・データで150年保管し、遺言者が亡くなった際には、あらかじめ指定した相続人に対し、遺言書が保管されている通知を送ることができます。
- ・ 家庭裁判所での検認手続きが不要です。
- ・ 保管費用は3,900円です。



### 相続土地国庫帰属制度

～ 令和5年4月27日から～

- ・ 一定の条件を満たし、法務大臣が承認した土地につき、国がその所有権を引き受ける制度です。
- ・ 国庫帰属が承認された場合には、申請人に10年分の土地管理費相当額を納めていただきます。
- ・ 申請があった場合、国や地方自治体に対し、寄附受け等の意思確認が行われます。

#### 【お願いしたいこと】

- ・ 申請のあった土地についての情報提供をお願いします。  
例) 固定資産課税台帳の情報、市街化区域等への該当の有無、条例等に基づく金銭の支払債務の有無等
- ・ 寄附受け等の希望の有無について検討をお願いします。



法務省ホームページも是非御覧ください。

